

岩手県企業局管理規程第5号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県企業局長 邨野善義

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。